

◎新潟県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺2278番地8	特別養護老人ホームこぶし園	長岡市喜多町2900番地	令和8年3月31日
株式会社アイン北陸	新潟市中央区湖南24番地2	アイン薬局 直江津店	上越市東雲町1丁目6番11号	令和8年3月13日
社会福祉法人二王子会	新発田市上館520-1	特別養護老人ホームつきおかの里	新発田市本田壬393番地1	令和8年3月31日
社会福祉法人二王子会	新発田市上館520-1	特別養護老人ホームとっさか	胎内市西本町11番27号	令和8年3月31日
NPO法人合歓の会	魚沼市今泉1394番地5	グループホームねむの木	魚沼市田戸628番地1	令和8年3月31日
社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会	魚沼市小出島1240番地2	伊米ヶ崎デイサービスセンター	魚沼市虫野59番地2	令和8年3月31日